

議案第68号

甲府市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例制定について
甲府市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例を次のように定める。

令和4年9月2日提出

甲府市長 樋口 雄一

甲府市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例
(甲府市職員の定年等に関する条例の一部改正)

第1条 甲府市職員の定年等に関する条例(昭和59年7月条例第31号)の一部
を次のように改正する。

題名の次に次の目次及び章名を付する。

目次

第1章 総則(第1条)

第2章 定年制度(第2条～第5条)

第3章 管理監督職勤務上限年齢制(第6条～第11条)

第4章 定年前再任用短時間勤務制(第12条)

第5章 雑則(第13条)

附則

第1章 総則

第1条中「)第28条の2第1項から第3項まで及び第28条の3」を「。以下「法」という。)第22条の4第1項及び第2項、第28条の2、第28条の5、第28条の6第1項から第3項まで並びに第28条の7」に改め、同条の次に次の章名を付する。

第2章 定年制度

第3条を次のように改める。

(定年)

第3条 職員の定年は、年齢65年とする。

2 前項の規定にかかわらず、保健所業務に従事する医師の定年は、年齢68年とする。

第4条第1項中「次の各号のいずれかに該当する」を「次に掲げる事由がある」に、「その職員に」を「同条の規定にかかわらず、当該職員に」に、「その職員を当該」を「当該職員を当該定年退職日において従事している」に、「引き続いて」を「、引き続き」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、第9条の規定により異動期間（第9条第1項に規定する異動期間をいう。以下この項及び次項において同じ。）（同条の規定により延長された異動期間を含む。）を延長した職員であつて、定年退職日において管理監督職（第6条第1項各号に規定する職をいう。以下この条及び次章において同じ。）を占めている職員については、第9条の規定により当該異動期間を延長した場合であつて、引き続き勤務させることについて市長の承認を得たときに限るものとし、当該期限は、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。

第4条第1項第1号中「その」を「当該」に改め、「退職により」の次に「生ずる欠員を容易に補充することができず」を加え、「とき」を「こと」に改め、同項第2号中「その職員」を「当該職員」に、「による」を「により生ずる」に、「できないとき」を「できず公務の運営に著しい支障が生ずること」に改め、同項第3号中「その」を「当該」に、「とき」を「こと」に改め、同条第2項中「前項の事由」を「前項各号に掲げる事由」に、「存する」を「ある」に改め、「得て、」の次に「これらの期限の翌日から起算して」を加え、同項ただし書中「その」を「当該」に改め、「定年退職日」の次に「（同項ただし書に規定する職員にあつては、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日）」を加え、同条第3項中「引き続いて」を「引き続き」に改め、同条第4項中「任命権者は」の次に「、第1項の規定により引き続き勤務することとされた職員及び第2項の規定により期限が延長された職員について」を加え、「第1項の事由が存しなくなった」を「第1項各号に掲げる事由がなくなった」に、「その期限を繰り上げて退職させることができる」を「当該期限を繰り上げるものと

する」に改める。

本則に次の3章を加える。

第3章 管理監督職勤務上限年齢制

(管理監督職勤務上限年齢制の対象となる管理監督職)

第6条 法第28条の2第1項に規定する条例で定める職は、次の各号に掲げる職とする。

- (1) 甲府市職員給与条例（昭和24年6月条例第21号）第49条の3第1項に規定する職
- (2) 甲府市学校職員給与条例（昭和28年1月条例第5号）第25条の2第1項に規定する職
- (3) 企業職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和28年3月条例第15号）第3条の2に規定する職

2 前項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる職のうち、次に掲げる職は、同項の条例で定める職から除くものとする。

- (1) 医療業務に従事する医師及び歯科医師が占める職
- (2) 市立商科専門学校の校長の職
- (3) 保健所業務に従事する医師が占める職

(管理監督職勤務上限年齢)

第7条 法第28条の2第1項に規定する管理監督職勤務上限年齢は、年齢60年とする。ただし、市立商科専門学校の副校長の職に充てられている職員の同項の管理監督職勤務上限年齢は、年齢63年とする。

(他の職への降任等を行うに当たって遵守すべき基準)

第8条 任命権者は、法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等（以下この章において「他の職への降任等」という。）を行うに当たっては、法第13条、第15条、第23条の3、第27条第1項及び第56条に定めるもののほか、次に掲げる基準を遵守しなければならない。

- (1) 当該職員の人事評価の結果又は勤務の状況及び職務経験等に基づき、降任又は転任（降給を伴う転任に限る。）（以下この条において「降任等」という。）をしようとする職の属する職制上の段階の標準的な職に係る法第15条の2第1項第5号に規定する標準職務遂行能力及び当該降任等をしようとする

する職についての適性を有すると認められる職に、降任等をする事。

- (2) 人事の計画その他の事情を考慮した上で、管理監督職以外の職又は管理監督職勤務上限年齢が当該職員の年齢を超える管理監督職のうちできる限り上位の職制上の段階に属する職に、降任等をする事。
- (3) 当該職員の他の職への降任等をする際に、当該職員が占めていた管理監督職が属する職制上の段階より上位の職制上の段階に属する管理監督職を占める職員（以下この号において「上位職職員」という。）の他の職への降任等もする場合には、第1号に掲げる基準に従った上での状況その他の事情を考慮してやむを得ないと認められる場合を除き、上位職職員の降任等をした職が属する職制上の段階と同じ職制上の段階又は当該職制上の段階より下位の職制上の段階に属する職に、降任等をする事。

（管理監督職勤務上限年齢による降任等及び管理監督職への任用の制限の特例）

第9条 任命権者は、他の職への降任等をすべき管理監督職を占める職員について、次に掲げる事由があると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間（当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した日の翌日から同日以後における最初の4月1日までの間をいう。以下この章において同じ。）の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあつては、当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内）で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占める職員に、当該管理監督職を占めたまま勤務をさせることができる。

- (1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、当該職員の他の職への降任等により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。
- (2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員の他の職への降任等により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。
- (3) 当該職務を担当する者の交替が当該業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により公務の運営に著しい支障が生ずること。

2 任命権者は、前項又はこの項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について、前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、市長の承認を得て、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあつては、延長された当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内）で延長された当該異動期間を更に延長することができる。ただし、更に延長される当該異動期間の末日は、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。

（異動期間の延長等に係る職員の同意）

第10条 任命権者は、前条の規定により異動期間を延長する場合には、あらかじめ職員の同意を得なければならない。

（異動期間の延長事由が消滅した場合の措置）

第11条 任命権者は、第9条の規定により異動期間を延長した場合において、当該異動期間の末日の到来前に当該異動期間の延長の事由が消滅したときは、他の職への降任等をするものとする。

第4章 定年前再任用短時間勤務制

（定年前再任用短時間勤務職員の任用）

第12条 任命権者は、年齢60年に達した日以後に退職（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員が退職する場合を除く。）をした者（以下この条において「年齢60年以上退職者」という。）を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職（当該職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間に比し短い時間である職をいう。以下この条において同じ。）に採用することができる。ただし、年齢60年以上退職者がその者を採用しようとする短時間勤務の職に係る定年退職日相当日（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における定年退職日をいう。）を経過した者であるときは、この限りでない。

第5章 雑則

(雑則)

第13条 この条例の実施に関し必要な事項は、規則で定める。

附則に次の3項を加える。

(定年に関する経過措置)

- 6 令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間における第3条第1項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、同項中「65年」とあるのは、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

令和5年4月1日から令和7年3月31日まで	61年
令和7年4月1日から令和9年3月31日まで	62年
令和9年4月1日から令和11年3月31日まで	63年
令和11年4月1日から令和13年3月31日まで	64年

- 7 令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間において、甲府市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和4年9月条例第号。以下この項及び次項において「令和4年改正条例」という。）第1条の規定による改正前の第3条各号に掲げる職員に相当する職員であって、第3条第1項の規定を適用する職員については、前項の規定にかかわらず、次の各号に規定する定年とする。

- (1) 令和4年改正条例第1条の規定による改正前の第3条第1号及び第3号に掲げる職員に相当する職員については、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、第3条第1項中「65年」とあるのは、同表の右欄に掲げる字句とする。

令和5年4月1日から令和13年3月31日まで	65年
------------------------	-----

- (2) 令和4年改正条例第1条の規定による改正前の第3条第4号に掲げる職員に相当する職員については、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、第3条第1項中「65年」とあるのは、同表の右欄に掲げる字句とする。

令和5年4月1日から令和11年3月31日まで	63年
令和11年4月1日から令和13年3月31日まで	64年

(情報の提供及び勤務の意思の確認)

- 8 任命権者は、当分の間、職員（臨時的に任用される職員その他の法律により

任期を定めて任用される職員及び非常勤職員並びに第3条第2項、令和4年改正条例第1条の規定による改正前の第3条第1号及び第3号に掲げる職員に相当する職員を除く。以下この項において同じ。)が年齢60年(同条第4号に掲げる職を占める職員にあっては、同号に定める年齢。以下この項において同じ。)に達する日の属する年度の前年度(以下この項において「情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度」という。)(情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度に職員でなかった者で、当該情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日後に採用された職員(異動等により情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日を経過することとなった職員(以下この項において「末日経過職員」という。)を除く。)にあっては、当該職員が採用された日から同日の属する年度の末日までの期間、末日経過職員にあっては、当該職員の異動等の日が属する年度(当該日が年度の初日である場合は、当該年度の前年度)において、当該職員に対し、当該職員が年齢60年に達する日以後に適用される任用及び給与に関する措置の内容その他の必要な情報を提供するものとする)とともに、同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとする。

(甲府市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

第2条 甲府市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成17年3月条例第2号)の一部を次のように改正する。

第3条中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

(甲府市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正)

第3条 甲府市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成19年12月条例第53号)の一部を次のように改正する。

第9条第1項第1号中「第11条の3」を「第11条の2」に改め、同項第2号中「第12条の3」を「第12条の2」に改める。

第10条第1項第1号中「第11条の3」を「第11条の2」に改め、同条第3項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

(公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正)

第4条 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例(平成14年3月条例第1号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号中「第28条の4第1項又は第28条の6第1項」を「第22条の4第1項」に改め、同項中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 甲府市職員の定年等に関する条例第9条の規定により異動期間（同条の規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員（甲府市職員の分限に関する条例の一部改正）

第5条 甲府市職員の分限に関する条例（昭和38年4月条例第12号）の一部を次のように改正する。

第2条中「第4条において同じ。）」の次に「並びに法第28条の2第1項に規定する降給（同項本文の規定による他の職への転任により現に属する職務の級より同一の給料表の下位の職務の級に分類されている職務を遂行することとなった場合において、降格することをいう。）」を加える。

第3条中「降任された」を「降任により現に属する職務の級より同一の給料表の下位の職務の級に分類されている職務を遂行することとなった」に、「該当する場合において」を「該当し」に、「認めるとき」を「認める場合」に改める。

附則に次の2項を加える。

5 甲府市職員給与条例附則第12条、甲府市学校職員給与条例附則第8項及び企業職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和28年3月条例第15号）附則第6項の規定の適用を受ける職員に対する第2条の規定の適用については、当分の間、同条中「とする」とあるのは、「並びに甲府市職員給与条例（昭和24年6月条例第21号）附則第12条、甲府市学校職員給与条例（昭和28年1月条例第5号）附則第8項及び企業職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和28年3月条例第15号）附則第6項の規定による降給とする」とする。

6 第6条第2項の規定は、甲府市職員給与条例附則第12条、甲府市学校職員給与条例附則第8項及び企業職員の給与の種類及び基準を定める条例附則第6項の規定による降給の場合には、適用しない。この場合において、甲府市職員給与条例附則第12条、甲府市学校職員給与条例附則第8項及び企業職員の給与の種類及び基準を定める条例附則第6項の規定の適用を受ける職員には、任命権者の定めるところにより、甲府市職員給与条例附則第12条、甲府市学校

職員給与条例附則第8項及び企業職員の給与の種類及び基準を定める条例附則第6項の規定の適用により給料月額が異動することとなった旨の通知を行うものとする。

(職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正)

第6条 職員の懲戒の手續及び効果に関する条例(昭和26年9月条例第41号)の一部を次のように改正する。

第3条中「6月以下」の次に「の期間、その発令の日に受ける」を加え、同条に後段として次のように加える。

この場合において、その減ずる額が現に受ける給料の額及びこれに対する地域手当の額の合計額の10分の1に相当する額を超えるときは、当該額を減ずるものとする。

(職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正)

第7条 職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例(昭和26年8月条例第29号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第3条、第4条第2項、第9条第1項第1号及び第10条第2号中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第14条の2中「後8週間」を「以後1年」に、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第14条の3及び第14条の4中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

(甲府市職員給与条例の一部改正)

第8条 甲府市職員給与条例(昭和24年6月条例第21号)の一部を次のように改正する。

第11条第4項、第5項及び第7項中「その者」を「当該職員」に改める。

第11条の2を次のように改める。

(定年前再任用短時間勤務職員の給料月額)

第11条の2 地方公務員法第22条の4第1項の規定により採用された職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。)の給料月額は、当該定年前

再任用短時間勤務職員に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、第9条第4項の規定により当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、勤務時間条例第2条第2項の規定により定められた当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

第11条の3を削る。

第23条第1項中「その者」を「当該職員」に改める。

第25条第1項第1号中「以下」の次に「この項及び次項において」を加え、同項第2号中「以下」の次に「この条において」を加え、同条第2項第1号中「算出したその者」を「算出した当該職員」に改め、「相当する額（以下）」の次に「この号において」を加え、同号ただし書中「以下」の次に「この号及び第4号において」を加え、「その者」を「当該職員」に改め、同項第2号及び第3号中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同項第4号中「その者」を「当該職員」に改める。

第28条第1項中「場合は」を「場合には」に改め、同条第3項及び第4項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第5項及び第6項中「場合は」を「場合には」に改める。

第31条第1項中「その者」を「当該職員」に改める。

第34条第1項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第48条第2項中「その者」を「当該職員」に改め、同条第3項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第48条の2第3号及び第4号並びに第48条の3第1項第1号及び第3項第1号中「禁錮」を「禁錮」に改める。

第48条の4第1項中「この条」を「この項から第3項まで」に、「その者」を「当該職員」に改め、同条第2項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第52条第2項中「第19条」を「第11条第3項から第10項まで、第19条」に、「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

附則に次の8条を加える。

第12条 当分の間、職員の給料月額は、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日（附則第14条において「特定日」という。）以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、第9条第4項の規定により当該職員の属する職務の級並びに第11条第3項、第4項、第6項及び第7項の規定により当該職員の受ける号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）とする。

第13条 前条の規定は、次に掲げる職員には適用しない。

- (1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員
- (2) 甲府市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和4年9月条例第 号）第1条の規定による改正前の甲府市職員の定年等に関する条例（昭和59年7月条例第31号）第3条第1号に掲げる職員に相当する職員
- (3) 甲府市職員の定年等に関する条例（以下この条において「定年条例」という。）第9条第1項又は第2項の規定により同条第1項に規定する異動期間（同項又は同条第2項の規定により延長された期間を含む。）を延長された定年条例第6条第1項各号に規定する職を占める職員
- (4) 定年条例第3条第2項に規定する職員
- (5) 定年条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務している職員（定年条例第2条に規定する定年退職日において前条の規定が適用されていた職員を除く。）

第14条 地方公務員法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた職員であって、当該他の職への降任等をされた日（以下この条及び附則第16条において「異動日」という。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則第12条の規定により当該職員の受ける給料月額（以下この条において「特定日給料月額」という。）が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の

端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下この条において「基礎給料月額」という。)に達しないこととなる職員(市長が定める職員を除く。)には、当分の間、特定日以後、附則第12条の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。

第15条 前条の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が第9条第4項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における前条の規定の適用については、同条中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「第9条第4項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額と当該職員の受ける給料月額」とする。

第16条 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員(附則第12条の規定の適用を受ける職員に限り、附則第14条に規定する職員を除く。)であって、同条の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、市長が定めるところにより、前2条の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

第17条 附則第14条又は前条の規定による給料を支給される職員以外の附則第12条の規定の適用を受ける職員であって、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、市長が定めるところにより、前3条の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

第18条 附則第14条又は前2条の規定による給料を支給される職員に対する第48条第5項(第48条の4第4項において準用する場合を含む。)の規定の適用については、第48条第5項中「給料の月額」とあるのは、「給料の月額と附則第14条、第16条又は第17条の規定による給料の額との合計額」とする。

第19条 附則第12条から前条までに定めるもののほか、附則第12条の規定による給料月額、附則第14条の規定による給料その他附則第12条から前条までの規定の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

別表第3行政職給料表の表再任用職員以外の職員の項中「再任用職員」を「定

「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の項を次のように改める。

定年前再任用短時間勤務職員	基準給料月額	基準給料月額							
	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800	389,900	

別表第4 医療職給料表ア 医療職給料表(1)の表再任用職員以外の職員の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の項を次のように改める。

定年前再任用短時間勤務職員	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
	円	円	円	円
	296,200	338,600	393,000	466,000

別表第4 医療職給料表イ 医療職給料表(2)の表再任用職員以外の職員の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の項を次のように改める。

定年前再任用短時間勤務職員	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
	円	円	円	円	円	円
	188,700	215,300	243,500	256,900	282,100	322,800

別表第4 医療職給料表ウ 医療職給料表(3)の表再任用職員以外の職員の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の項を次のように改める。

定年前再任用短時間勤務職員	基準給料月額						
	円	円	円	円	円	円	円
	235,100	255,400	262,600	272,800	289,100	326,200	370,600

(甲府市職員退職手当支給条例の一部改正)

第9条 甲府市職員退職手当支給条例(昭和25年10月条例第31号)の一部を次のように改正する。

第1条第1項中「地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された者を除く。」を削り、同項第1号中「地方公務員法」の次に「(昭和25年法律第261号)」を加え、同条第3項を削る。

第4条第1項中「第28条の2第1項」を「第28条の6第1項」に、「第28条の3第1項」を「第28条の7第1項」に改める。

第5条第1項中「第28条の2第1項」を「第28条の6第1項」に、「第28条の3第1項」を「第28条の7第1項」に改め、同条第2項中「(前項)」を「(同項)」に改める。

第5条の3中「10年」を「15年」に改める。

第6条の4第1項中「以下「休職月等」を「第7条第4項において「休職月等」に、「以下「調整月額」を「以下この項及び第5項において「調整月額」に改める。

第8条第4項中「、当該退職」を「当該退職」に、「」とする」を「」とし、当該退職の日後に事業(その実施期間が30日未満のものその他規則で定めるものを除く。)を開始した職員その他これに準ずるものとして規則で定める職員が規則で定めるところにより、市長にその旨を申し出たときは、当該事業の実施期間(当該実施期間の日数が4年から第1項及びこの項の規定により算出される期間の日数を除いた日数を超える場合における当該超える日数を除く。)は、第1項及びこの項の規定による期間に算入しない」に改め、同条第11項第5号中「第4条第8項」を「第4条第9項」に改める。

第11条第1項第1号及び同条第5項第2号中「禁錮」を「禁錮」に改める。

第12条の見出し及び同条第1項第1号中「禁錮」を「禁錮」に改め、同項第2号及び第3号中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第13条第1項中「にあつては」を「には」に改め、同項第1号中「禁錮」を「禁錮」に改め、同項第2号及び第3号中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第14条第1項中「にあつては」を「には」に改める。

第15条第1項中「。以下この条」を「。以下この項から第6項まで」に、「にあつては」を「には」に改め、同条第2項及び第3項中「にあつては」を「には」に改め、同条第4項中「禁錮」を「禁錮」に、「にあつては」を「には」に改め、同条第5項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に、「にあつては」を「には」に改める。

附則第4項中「第5条の3まで」の次に「及び附則第13項から第20項まで」を加える。

附則第5項中「第5条の2」の次に「及び附則第16項」を加える。

附則第6項中「第5条」の次に「又は附則第14項」を加える。

附則第12項中「平成34年3月31日」を「令和7年3月31日」に改める。

附則に次の8項を加える。

13 当分の間、第4条第1項の規定は、11年以上25年未満の期間勤続した者であつて、60歳（甲府市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和4年9月条例第 号）第1条の規定による改正前の甲府市職員の定年等に関する条例（昭和59年7月条例第31号。以下「令和4年旧職員定年条例」という。）第3条第4号に掲げる職員に相当する職員については、63歳）に達した日以後その者の非違によることなく退職した者（定年の定めのない職を退職した者及び第4条第1項又は第2項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。この場合における第3条の規定の適用については、同条第1項中「又は第5条」とあるのは、「、第5条又は附則第13項」とする。

14 当分の間、第5条第1項の規定は、25年以上の期間勤続した者であつて、60歳（令和4年旧職員定年条例第3条第4号に掲げる職員に相当する職員については、63歳）に達した日以後その者の非違によることなく退職した者（定年の定めのない職を退職した者及び第5条第1項又は第2項の規定に該当するものを除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。この場合における第3条の規定の適用については、同条第1項中「又は第5条」とあるのは、「、第5条又は附則第14項」とする。

1 5 前2項の規定は、次に掲げる職員が退職した場合に支給する退職手当の基本額については適用しない。

(1) 令和4年旧職員定年条例第3条第1号及び第3号に掲げる職員に相当する職員

(2) 甲府市職員の定年等に関する条例第3条第2項に掲げる職員

1 6 甲府市職員給与条例附則第12条又は甲府市学校職員給与条例附則第8項の規定による職員の給料月額の設定は、給料月額の減額改定に該当しないものとする。

1 7 当分の間、第5条第1項のうち、25年以上勤続して退職した者（その者の非違によることなく勸奨を受けて退職した者であって任命権者が市長の承認を得たものに限る。）に対する第5条の3及び第6条の3の規定の適用については、第5条の3本文中「定年に達する日」とあるのは「定年（令和4年旧職員定年条例第3条第4号に掲げる職員に相当する職員及び附則第15項各号に掲げる職員以外の者にあつては60歳とし、令和4年旧職員定年条例第3条第4号に掲げる職員に相当する職員にあつては63歳とし、附則第15項第1号に掲げる職員にあつては65歳とし、同項第2号に掲げる職員にあつては68歳とする。）に達する日」と、第5条の3の表第5条第1項の項、第5条の2第1項第1号の項及び第5条の2第1項第2号の項並びに第6条の3の表第6条の項、第6条の2第1号の項及び第6条の2第2号の項中「その者に係る定年と退職の日以後における最初の3月31日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき」とあるのは「その者に係る定年（令和4年旧職員定年条例第3条第4号に掲げる職員に相当する職員及び附則第15項各号に掲げる職員以外の者にあつては60歳とし、令和4年旧職員定年条例第3条第4号に掲げる職員に相当する職員にあつては63歳とし、附則第15項第1号に掲げる職員にあつては65歳とし、同項第2号に掲げる職員にあつては68歳とする。）と退職の日以後における最初の3月31日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき」とする。

1 8 当分の間、第5条第1項のうち、職制若しくは定数の改廃若しくは予算の減少により廃職若しくは過員を生ずることにより退職した者であって任命権者が市長の承認を得たもの、公務上の傷病又は死亡により退職した者及び25年

以上勤続して退職した者（その者の非違によることなく勸奨を受けて退職した者であって任命権者が市長の承認を得たものに限る。）に対する第5条の3の規定の適用については、第5条の3本文中「15年」とあるのは「10年」とするほか、次の表の左欄に掲げる者の区分に応じ、第5条の3本文中「退職の日において定められているその者に係る定年」とあるのは同表の右欄に掲げる字句とする。

令和4年旧職員定年条例第3条第4号に掲げる職員に相当する職員及び附則第15項各号に掲げる職員以外の者	60歳
令和4年旧職員定年条例第3条第4号に掲げる職員に相当する職員	63歳
附則第15項第1号に掲げる職員	65歳
附則第15項第2号に掲げる職員	68歳

19 当分の間、第5条第1項のうち、職制若しくは定数の改廃若しくは予算の減少により廃職若しくは過員を生ずることにより退職した者であって任命権者が市長の承認を得たもの及び公務上の傷病又は死亡により退職した者であって、前項の表の左欄に掲げる者が同表の右欄に掲げる年齢に達する日以後における最初の3月31日から1年前までに退職したときにおける第5条の3及び第6条の3の規定の適用については、第5条の3の表第5条第1項の項、第5条の2第1項第1号の項及び第5条の2第1項第2号の項並びに第6条の3の表第6条の項、第6条の2第1号の項及び第6条の2第2号の項中「100分の2」とあるのは、「附則第18項の表の左欄に掲げる者の区分ごとに同表の右欄に掲げる年齢と退職の日以後における最初の3月31日におけるその者の年齢との差に相当する年数に100分の2を乗じて得た割合を退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日以後における最初の3月31日におけるその者の年齢との差に相当する年数で除して得た割合」とする。

20 当分の間、第5条第1項のうち、職制若しくは定数の改廃若しくは予算の減少により廃職若しくは過員を生ずることにより退職した者であって任命権者が市長の承認を得たもの及び公務上の傷病又は死亡により退職した者であって、附則第18項の表の左欄に掲げる者（附則第15項第1号に掲げる職員のみ

欄及び附則第15項第2号に掲げる職員の欄に掲げる者を除く。)が同表の右欄に掲げる年齢に達した日以後における最初の3月31日から1年前以後に退職したときにおける第5条の3及び第6条の3の規定の適用については、第5条の3の表第5条第1項の項、第5条の2第1項第1号の項及び第5条の2第1項第2号の項並びに第6条の3の表第6条の項、第6条の2第1号の項及び第6条の2第2号の項中「100分の2」とあるのは、「100分の2を退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日以後における最初の3月31日におけるその者の年齢との差に相当する年数で除して得た割合」とする。

(甲府市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例の一部改正)

第10条 甲府市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例(昭和48年7月条例第28号)の一部を次のように改正する。

附則第2項中「(以下「新条例」という。)」を削る。

附則第3項中「新条例第3条から第5条まで」を「甲府市職員退職手当支給条例第3条から第5条まで又は附則第13項若しくは第14項」に、「新条例第3条から第5条の3まで」を「第3条から第5条の3まで及び附則第13項から第20項まで」に改める。

附則第4項中「新条例第3条第1項」を「甲府市職員退職手当支給条例第3条第1項」に、「新条例第5条の2」を「第5条の2及び附則第16項」に改める。

附則第5項中「新条例第5条」を「甲府市職員退職手当支給条例第5条又は附則第14項」に改める。

第11条 甲府市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例(平成18年3月条例第12号)の一部を次のように改正する。

附則第2項中「新条例第2条」を「甲府市職員退職手当支給条例第2条」に改める。

(甲府市職員の再任用に関する条例の廃止)

第12条 甲府市職員の再任用に関する条例(平成13年3月条例第2号)は、廃止する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 - (1) 第9条中甲府市職員退職手当支給条例第8条第4項の改正規定及び同条例附則第12項の改正規定並びに附則第21項及び第31項の規定 公布の日
 - (2) 第7条中職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例第14条の2の改正規定（「後8週間」を「以後1年」に改める部分に限る。）及び第9条中甲府市職員退職手当支給条例第8条第11項の改正規定 令和4年10月1日
(勤務延長に関する経過措置)
- 2 任命権者は、施行日（この条例の施行の日をいう。以下同じ。）前に第1条の規定による改正前の甲府市職員の定年等に関する条例（以下「改正前の定年条例」という。）第4条第1項又は第2項の規定により勤務することとされ、かつ、改正前の定年条例勤務延長期限（同条第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限をいう。以下この項において同じ。）が施行日以後に到来する職員（以下この項において「改正前の定年条例勤務延長職員」という。）について、改正前の定年条例勤務延長期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、第1条の規定による改正後の甲府市職員の定年等に関する条例（以下「改正後の定年条例」という。）第4条第1項各号に掲げる事由があると認めるときは、市長の承認を得て、これらの期限の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、当該期限は、当該改正前の定年条例勤務延長職員に係る改正前の定年条例第2条に規定する定年退職日の翌日から起算して3年を超えることができない。
- 3 任命権者は、基準日（施行日、令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日及び令和13年4月1日をいう。以下この項において同じ。）から基準日の翌年の3月31日までの間、基準日における改正後定年（改正後の定年条例第3条に規定する定年をいう。以下同じ。）が基準日の前日における改正後定年（基準日が施行日である場合には、施行日の前日における改正前定年（改正前の定年条例第3条に規定する定年をいう。以下同じ。））を超える職（基準日における改正後定年が改正後の定年条例第3条第1項に規定する定年である職に限る。）及びこれに相当する基準日以後に設置された職その他の規則で定める

職に、基準日から基準日の翌年の3月31日までの間に改正後の定年条例第4条第1項若しくは第2項の規定、地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号。以下「令和3年改正法」という。）附則第3条第5項又は前項の規定により勤務している職員のうち、基準日の前日において同日における当該職に係る改正後定年（基準日が施行日である場合には、施行日の前日における改正前定年）に達している職員（当該規則で定める職にあつては、規則で定める職員）を、昇任し、降任し、又は転任することができない。

4 改正後の定年条例第4条第3項から第5項までの規定は、附則第2項の規定による勤務について準用する。

（定年退職者等の再任用に関する経過措置）

5 任命権者は、次に掲げる者のうち、年齢65年に達する日以後における最初の3月31日（以下この項から附則第11項までにおいて「特定年齢到達年度の末日」という。）までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る改正前定年（施行日以後に新たに設置された職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職にあつては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における改正前定年に準じた当該職に係る年齢）に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

(1) 施行日前に改正前の定年条例第2条の規定により退職した者

(2) 改正前の定年条例第4条第1項若しくは第2項、令和3年改正法附則第3条第5項又は附則第2項の規定により勤務した後退職した者

(3) 25年以上勤続して施行日前に退職した者（前2号に掲げる者を除く。）であつて、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にある者

(4) 25年以上勤続して施行日前に退職した者（前3号に掲げる者を除く。）であつて、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に、旧地方公務員法再任用（令和3年改正法による改正前の地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定により採用することをいう。）又は暫定再任用（この項若しくは次項又は附則第10項若しくは第11項の規定により採用することをいう。次項第5号において同

じ。)をされたことがある者

6 令和14年3月31日までの間、任命権者は、次に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る改正後定年に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

(1) 施行日以後に改正後の定年条例第2条の規定により退職した者

(2) 施行日以後に改正後の定年条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務した後退職した者

(3) 施行日以後に改正後の定年条例第12条の規定により採用された者のうち、令和3年改正法による改正後の地方公務員法（以下「新地方公務員法」という。）第22条の4第3項に規定する任期が満了したことにより退職した者

(4) 25年以上勤続して施行日以後に退職した者（前3号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にある者

(5) 25年以上勤続して施行日以後に退職した者（前各号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に、暫定再任用をされたことがある者

7 前2項の任期又はこの項の規定により更新された任期は、1年を超えない範囲内で更新することができる。ただし、当該任期の末日は、前2項の規定により採用する者又はこの項の規定により任期を更新する者の特定年齢到達年度の末日以前でなければならない。

8 暫定再任用職員（附則第5項若しくは第6項又は第10項若しくは第11項の規定により採用された職員をいう。以下この項及び次項において同じ。）の前項の規定による任期の更新は、当該暫定再任用職員の当該更新直前の任期における勤務実績が、当該暫定再任用職員の能力評価及び業績評価の全体評語その他勤務の状況を示す事実に基づき良好である場合に行うことができる。

9 任命権者は、暫定再任用職員の任期を更新する場合には、あらかじめ当該暫定再任用職員の同意を得なければならない。

10 任命権者は、新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、附則

第5項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職（改正後の定年条例第12条に規定する短時間勤務の職をいう。以下同じ。）に係る改正前定年相当年齢（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における改正前定年（施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職にあつては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該職と同種の職を占めているものとしたときにおける改正前定年に準じた当該職に係る年齢）をいう。）に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

1 1 令和14年3月31日までの間、任命権者は、新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、附則第6項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る改正後定年相当年齢（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における改正後定年をいう。附則第20項において同じ。）に達している者（改正後の定年条例第12条の規定により当該短時間勤務の職に採用することができる者を除く。）を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

1 2 前2項の場合においては、附則第7項から第9項までの規定を準用する。
（令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める職及び年齢）

1 3 令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。

- (1) 施行日以後に新たに設置された職
- (2) 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職

1 4 令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における改正前定年に準じた当

該職に係る年齢とする。

(令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める職及び年齢)

15 令和3年改正法附則第4条から第7条までの規定が適用される場合における令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。

- (1) 施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職
- (2) 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職

16 令和3年改正法附則第4条から第7条までの規定が適用される場合における令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が前項に規定する職と同種の職を占めているものとしたときにおける改正前定年に準じた前項に規定する職に係る年齢とする。

(令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職並びに条例で定める者及び職員)

17 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職は、次に掲げる職のうち、当該職が基準日(附則第5項から第12項までの規定が適用される間における各年の4月1日(施行日を除く。))をいう。以下この項から第19項までにおいて同じ。)の前日に設置されていたものとした場合において、基準日における改正後定年が基準日の前日における改正後定年を超える職とする。

- (1) 基準日以後に新たに設置された職(短時間勤務の職を含む。)
- (2) 基準日以後に組織の変更等により名称が変更された職(短時間勤務の職を含む。)

18 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める者は、前項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る改正後定年に達している者とする。

19 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職員は、附則第17項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る改正後定年に達している職員とする。

(定年前再任用短時間勤務職員に関する経過措置)

20 任命権者は、基準日（令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日及び令和13年4月1日をいう。以下この項において同じ。）から基準日の翌年の3月31日までの間、基準日における改正後定年相当年齢が基準日の前日における改正後定年相当年齢を超える短時間勤務の職（基準日における改正後定年相当年齢が改正後の定年条例第3条第1項に規定する定年である短時間勤務の職に限る。）及びこれに相当する基準日以後に設置された短時間勤務の職その他の規則で定める短時間勤務の職（以下この項において「改正後の定年条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職」という。）に、基準日の前日までに改正後の定年条例第12条に規定する年齢60年以上退職者となった者（基準日前から改正後の定年条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務した後基準日以後に退職をした者を含む。）のうち基準日の前日において同日における当該改正後の定年条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る改正後定年相当年齢に達している者（当該規則で定める短時間勤務の職にあつては、規則で定める者）を、改正後の定年条例第12条の規定により採用することができず、改正後の定年条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に、改正後の定年条例第12条の規定により採用された職員（以下この項において「定年前再任用短時間勤務職員」という。）のうち基準日の前日において同日における当該改正後の定年条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る改正後定年相当年齢に達している定年前再任用短時間勤務職員（当該規則で定める短時間勤務の職にあつては、規則で定める定年前再任用短時間勤務職員）を、昇任し、降任し、又は転任することができない。

(令和3年改正法附則第2条第3項に規定する条例で定める年齢)

21 令和3年改正法附則第2条第3項に規定する条例で定める年齢は年齢60年とする。

(公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

22 暫定再任用職員（令和3年改正法附則第4条第1項若しくは第2項又は第6条第1項若しくは第2項の規定により採用された職員をいう。以下同じ。）に対する第4条の規定による改正後の公益的法人等への職員の派遣等に関する条例第2条第2項第1号の規定の適用については、同号中「地方公務員法（昭和25年

法律第261号)第22条の4第1項の規定により採用された職員」とあるのは、「地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号)附則第4条第1項若しくは第2項又は第6条第1項若しくは第2項の規定により採用された職員」とする。

(職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

23 暫定再任用短時間勤務職員(令和3年改正法附則第6条第1項又は第2項の規定により採用された職員をいう。以下同じ。)は、第7条の規定による改正後の職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例(以下「改正後の勤務時間条例」という。)第2条第2項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の勤務時間条例の規定を適用する。

(甲府市職員給与条例の一部改正に伴う職員の勤務延長に関する経過措置)

24 第8条の規定による改正後の甲府市職員給与条例(以下「改正後の給与条例」という。)附則第12条から第19条までの規定は、令和3年改正法附則第3条第5項又は第6項の規定により勤務している職員には適用しない。

(甲府市職員給与条例の一部改正に伴う定年退職者等の再任用に関する経過措置)

25 暫定再任用職員(暫定再任用短時間勤務職員を除く。以下この項において同じ。)の給料月額は、当該暫定再任用職員が改正後の給与条例第11条の2に規定する定年前再任用短時間勤務職員(以下この項から第28項までにおいて「定年前再任用短時間勤務職員」という。)であるものとした場合に適用される改正後の給与条例第9条第1項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、同条第2項及び第4項に規定する当該暫定再任用職員の属する職務の級に応じた額とする。

26 暫定再任用短時間勤務職員の給料月額は、当該暫定再任用短時間勤務職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される改正後の給与条例第9条第1項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、同条第2項及び第4項に規定する当該暫定再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例第2条第2項の規定により定められた当該暫定再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

27 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の給与条例第48条第3項、第48条の4第2項第2号及び第52条第2項の規定を適用する。

28 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の給与条例第25条第2項第2号及び第3号、第28条第3項並びに第34条の規定を適用する。

(甲府市職員退職手当支給条例の一部改正に伴う経過措置等)

29 暫定再任用職員(令和3年改正法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。次項において同じ。)に対する第9条の規定による改正後の甲府市職員退職手当支給条例(以下「改正後の退職手当条例」という。)第1条第1項の規定の適用については、同項中「(以下「職員」という。)」とあるのは、「(地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号)附則第4条第1項若しくは第2項(これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)又は第6条第1項若しくは第2項(これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。))の規定により採用された職員を除く。以下「職員」という。)」とする。

30 改正後の退職手当条例第1条第2項の規定にかかわらず、暫定再任用職員には退職手当を支給しない。

31 改正後の退職手当条例第8条第4項の規定は、附則第1項第1号に掲げる施行日以後に同条第4項の事業を開始した職員その他これに準ずるものとして同項の規則で定める職員に該当するに至ったものについて適用する。

(委任)

32 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

提案理由

地方公務員法等の一部改正に伴い、職員の定年の引上げ等に関し、関係条例の整備を行うについては、この条例を制定する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。